# 広告募集案内【企画提案募集】 (施設広告掲出仕様書)

南区役所戸籍課窓口番号表示板に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

#### ■募集概要

| ■募集概要      |  |
|------------|--|
| 名 称        | 南区総合庁舎戸籍課窓口番号表示板等の設置                               |
|            | 南区総合庁舎において、広告を活用して戸籍課窓口付近にお客さま呼び出し用                |
| 由 宏        | の番号表示システムを設置いただく事業です。                              |
| 内 容        | 運営経費の節減・その他行政サービスの向上に繋がる企画を募集します。                  |
|            |  |
| 施設所在地(場所)  | 横浜市南区浦舟町2丁目33番地                                    |
|            | ・南区役所戸籍課登録担当窓口カウンター及び待合ホール                         |
| 広告設置場所     | ・保険年金課の待合ホール                                       |
|            | 戸籍課窓口カウンターは、16:9のワイド画面で42インチ程度までの天井吊               |
| 広告掲出可能     | り下げモニターとします。                                       |
| スペース       | 戸籍課待合ホール及び保険年金課の待合ホールは、縦 1,000mm×横 1,000mm 程度      |
|            | までの、壁掛けまたは天井吊り下げのモニターとします。                         |
|            | 1 番号表示モニターの条件                                      |
|            | (1) 設置場所   |
|            | 戸籍課の以下3か所に天井吊り下げで設置するものとします。                       |
|            | ①11 番窓口:戸籍担当窓口                                     |
|            | ②13 番窓口:証明発行窓口                                     |
|            | ③15 番窓口:登録担当窓口                                     |
|            | (2) 共通設置・機能条件                                      |
|            | ・番号表示モニターと広告用モニターは別設置とします。                         |
|            | ・サイズは、16:9のワイド画面で42インチ程度のモニター。                     |
|            | ・初回呼出時に、番号画面表示と、音声呼出が同時に可能なもの。                     |
|            | なお、音声は3窓口で音声が重複しても聞き取りにくくならないよう                    |
|            | にしてください。   |
|            | ・呼出済かつ未完了の番号が、継続して表示されるもの。                         |
|            | ・設置位置は、別添資料「募集対象設備・広告掲出場所等の図面」を                    |
|            | 参照してください。  |
| 受付・発券・呼出シス | (3) 個別機能条件   |
| テム及び番号表示板の | ・表示番号は、①15個程度、②・③は25個程度表示できるもの。                    |
| 条件         |  |
|            | 2 その他の条件   |
|            | (1) 共通設置・機能条件                                      |
|            | ・番号表示モニターでの呼出操作は、上記1①~③の窓口毎に、職員が                   |
|            | 操作できるようにしてください。                                    |
|            | ・戸籍課の受付・発券・呼出システムは、区が設置・運用しており、                    |
|            | ①11 番窓口には「ボイスコールPRO」、②13 番窓口及び③15 番窓口に             |
|            | は、「ボイスコールNEXT」というシステムを導入しています。                     |
|            | 番号表示モニターでの呼出操作は、受付・発券・呼出システムで発券され                  |
|            | た、券面のバーコードを読み取り可能で、かつ、キー入力で任意の番号も呼                 |
|            | び出せるものとしてください。                                     |
|            | (2) その他  |
|            | ・広告掲出期間中に、区が戸籍課の受付・発券・呼出システムを更新す                   |
|            | る場合、番号表示モニターは必要に応じて、更新後の受付・発券・呼出                   |
|            | システムで発券された券面のバーコード等を読み取り可能で、かつ、キ                   |
|            | 一入力で任意の番号も呼び出せるものを導入して頂く場合があります。                   |
|            | /い/ (正心*/田り 0m) 0 四とも 0 v/で持八して以 ( 勿口 パ゚゚゚゚) プ より。 |

|           | ・広告掲出期間終了後は、原状復帰をしていただきます。   |  |
|-----------|--|--|
| 広告掲出期間 ※1 | 和3年 2月 1日 ~ 令和8年 1月31日<br>1年度ごとに使用許可を受けていただく必要があります。<br>下記「広告掲出にあたっての留意点」参照) |  |

### ■申込み、選定のスケジュール

| 申込期間   | 令和2年 10月9日(金)~令和2年 10月23日(金)   |
|--------|--|
| 提案内容評価 | 令和2年 11月初旬<br>提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。<br>日時等の詳細については、後日お知らせします。 |
| 選定結果通知 | 令和2年 11月中旬   |

## ■申込手続

| 申込条件          | 申込みは広告代理店に限らせていただきます。  |
|---------------|--|
| 申込方法          | 令和2年10月23日(金)午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・<br>お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。  |
| 広告企画書<br>記載事項 | (1) 番号表示板の仕様・管理用PCの仕様・操作方法等 (2) 導入時・導入後のフォロー (3) 設置方法、広告掲出期間終了後の原状復帰の方法 (4) 保守、維持管理及び障害対応時の考え方 (5) 設置実績 (6) 設置期間の収入見込み、営業活動計画等資金計画 (7) 市にとっての経費縮減効果(市にお支払いいただける広告料等) (8) その他行政サービスの向上につながる内容 |

#### ■選定手続

| ■迭尺于統 |                  |                            |  |
|-------|------------------|----------------------------|--|
|       | 評価項目             | 評価基準                       |  |
|       | (1) 仕様条件         | 設備の仕様・台数は十分か。              |  |
|       | (2) 導入時・導入後のフォロー | 機器導入時、及び導入後のフォローや問合せ対応が行える |  |
|       |                  | 体制が整えられているか。               |  |
|       | (3) 通常の操作性全般     | 職員の負担が少なく操作しやすい仕様となっているか。  |  |
|       | (4) 広告更新作業時の制限   | 広告を更新する際、番号表示/呼び出し機能、及び広告表 |  |
|       |                  | 示機能に支障なく作業を行えるか。           |  |
|       | (5) 番号の視認性(見やすさ) | 表示した番号を市民が認識しやすい画面構成となってい  |  |
|       |                  | るか、遠くからでも認識しやすい色の構成にできるか。  |  |
| 評価項目・ | (6) 番号の認識のしやすさ   | 呼ばれている番号を音声等で来庁者(障害者含む)が認識 |  |
| 評価基準  |                  | しやすい工夫がされているか、また再呼び出しができる  |  |
|       |                  | か。                         |  |
|       | (7) 緊急時の広報       | 災害等の発生時、緊急的に来庁者へ知らせる機能を有する |  |
|       |                  | か、またその機能の内容はどうか。           |  |
|       | (8) 障害対応に対する考え方  | 障害発生防止対策と障害発生時の対応方法が適切か。   |  |
|       | (9) 安全性等         | 地震等の際に来庁者に影響が生じないようモニター設置  |  |
|       |                  | 上の対策がとられているか、またそれらに問題があった際 |  |
|       |                  | にすぐに対応がとれるか。               |  |
|       | (10) 設置実績        | 過去3年の自治体向け類似広告事業の実績数。      |  |
|       | (11) 収支の妥当性      | 設置期間において根拠が明確な資金計画であるか、本事業 |  |
|       |                  | により申込者が得る収益が適正であるか。        |  |

|   | (12) 地域経済への貢献                | 広告枠を、区内事業者又は隣接区や鉄道沿線区を含む市内  |  |
|---|------------------------------|-----------------------------|--|
|   |                              | 事業者からより多く選定する方針となっているか。     |  |
|   | (13) 広告主の業種への配慮              | 広告主の業種に偏り(例:死を連想させる業種のみとなる) |  |
|   |                              | がないような営業方針となっているか。          |  |
|   | (14) 市にとっての経費縮減効             | 市にとって十分な経費縮減効果(広告料等含む)があるか  |  |
|   | 果                            |                             |  |
|   | (15) その他行政サービスの向             | その他本市の行政サービスの向上や経済的メリットにつ   |  |
|   | 上等につながる提案                    | ながる提案がなされているか。              |  |
|   | ○南区に設置する広告事業選考               | 会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された |  |
|   | 提案内容を、事前に定めた採用               | 点方法等により総合的に評価します。           |  |
| ○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者(広告掲出事業者)として選択 |                              |                             |  |
| 評価方法                                      | 評価方法 し、広告掲出についての交渉を行います。     |                             |  |
| ※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います    |                              |                             |  |
|   | ※最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。 |                             |  |
| ※評価の結果、同点となった場合は、南区広告事業選考会の会長が決定します。      |                              |                             |  |

### ■広告掲出にあたっての留意点

| ■四日掲出にめたりての田息点 |   |  |
|----------------|---|--|
| 広告の条件          | <ul><li>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</li><li>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</li><li>○音声を流すことは可としますが、音量については窓口状況により調整するこ</li></ul>  |  |
| 広告の制作等         | とがあります。  ○掲出の日から起算して 10 営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますのでご留意ください。 ○番号表示モニター等の設置・撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○番号表示モニター等の設置・撤去等にあたっては、安全性に十分ご配慮くださるようお願いします。 |  |
| 財産の使用許可        | ○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に使用許可に係る使用料(参考:広告用モニター1台あたり月額2,000円程度)をお支払いいただく必要があります。<br>○広告掲出に伴う電気料金の負担については、使用者に実費負担していただくことになります。  |  |
| その他            | ○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間<br>があっても、広告料は減額いたしません。  |  |

#### ■申込み・お問合わせ先

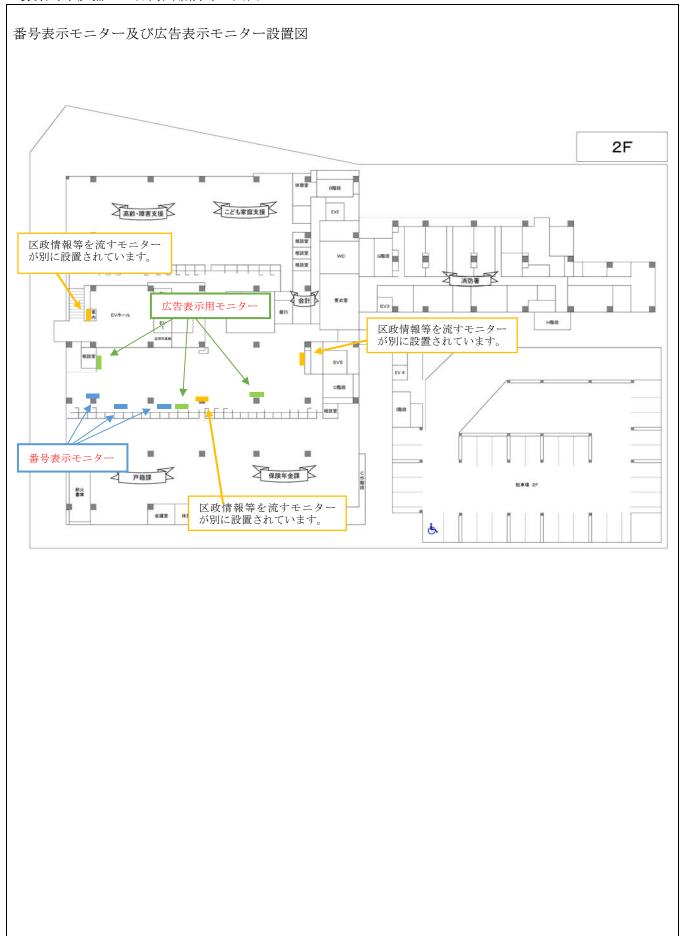
| _ 1,_ / ,,,,,,, |   |
|-----------------|---|
| 担当課名            | 横浜市南区総務課  |
| 所在地             | 横浜市南区浦舟町2-33  |
| TEL/FAX         | TEL 0 4 5 - 3 4 1 - 1 2 2 6 / FAX 0 4 5 - 2 4 1 - 1 1 5 1 |
| Eメール            | e-mail mn-yosan@city.yokohama.jp                          |

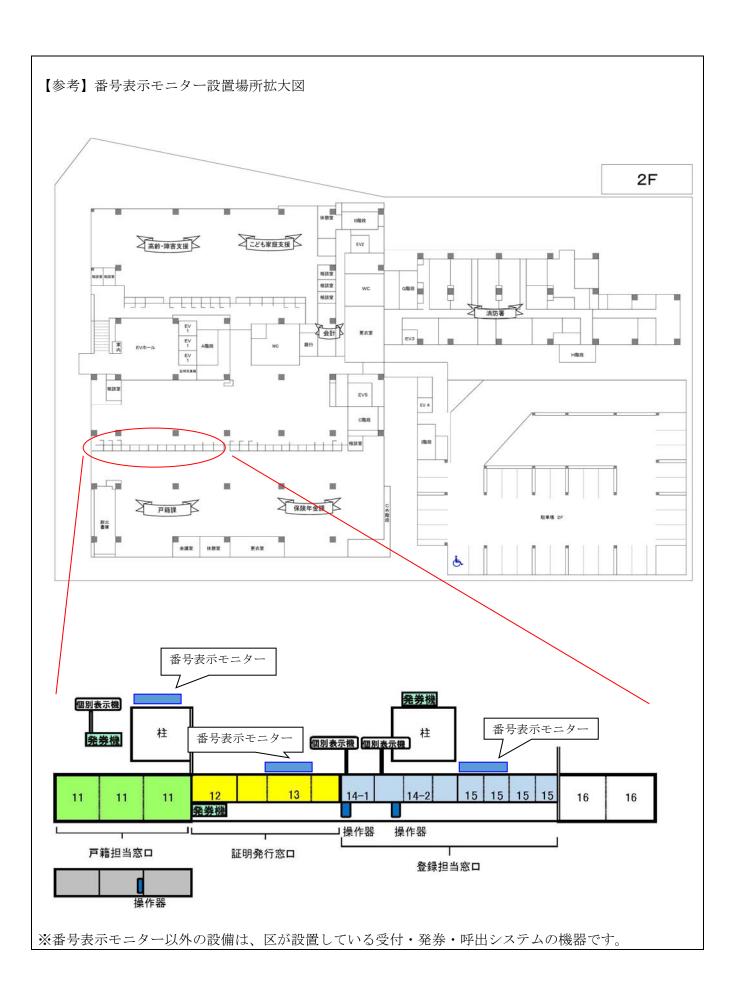
次頁あり

#### 地図



### ■募集対象設備・広告掲出場所等の図面





### 広告企画書(広告付物品提供・施設広告:企画提案募集)

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

| _          | _   |                   |   |
|------------|---|-------------------|---|
|            | 所   | 在 地               | <del>-</del> -  |
|            | ふりがな<br><b>名 称</b>  |                   |   |
|            | 代表者職名・氏名  |                   |   |
| 申          | 部署名   |                   |   |
| 込<br>者     | 担当者   | ふりがな<br><b>氏名</b> |   |
|            | 本份上   | TEL/FAX           |   |
|            | 連絡先   | Eメール              |   |
|            | 業種・事業内容   |                   |   |
|            | ホームページURL   |                   |   |
| ※「Д        | は告主」の村  | 欄は、申込者の           | と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。   |
|            | 所在地   |                   | <del>                                    </del>   |
| 広          | ふりがな<br><b>名 称</b>  |                   |   |
| 告          | 代表者職名・氏名  |                   |   |
| 主          | 業種・事業内容   |                   |   |
|            | ホームページ URL  |                   |   |
|            | 募集対象事業名称  |                   | 南区総合庁舎戸籍課窓口番号表示板等の設置  |
|            | 物品提供等<br>に係る経費  |                   | 千円(概算)  |
| 申          |   |                   | ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として<br>使わせて頂きます。  |
| <b>\</b> → | 企画詳細  |                   | 別紙企画書添付(様式は自由)  |
| 込内容        |   |                   | ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。   |
| 谷          | 個人情報の収集   |                   | <ul> <li>す有の場合(該当するものにチェックしてください)</li> <li>有 □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢</li> <li>・ □性別 □その他( )</li> <li>無 □収集対象(「例:「中学生以下」「65歳以上」」 )</li> <li>●収集規模(「例:アンケート配布数 ○部」 )</li> </ul> |
| 誓約事項       | ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 |                   |   |

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン (広告媒体に関するお知らせ) の配信を希望されますか。 ( 希望する ・ 希望しない ・ 登録済 )